



宮 崎 県 公 報

平成28年 3 月23日 (水曜日) 号外 第 8 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 37,200 円

目 次

条 例	頁
○使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例… (財政課) 1	

本号で公布された条例のあらまし

◎ 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例 (条例第19号)

1 改正の理由及び主な内容

- (1) 青島亜熱帯植物園大温室の使用料を廃止するとともに、同園学習室の使用料の新設等を行うこととしました。
- (2) 農産物検査法の改正による農産物登録検査機関登録手数料の新設のほか、介護支援専門員に係る研修制度の見直しに伴う介護支援専門員実務研修手数料の改定等を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、平成28年 4 月 1 日から施行することとしました。

条 例

使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年 3 月23日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第19号

使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

使用料及び手数料徴収条例 (平成12年宮崎県条例第 9 号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(手数料)</p> <p>第 3 条 法令、条例等の規定に基づく申請その他の行為 (次項及び附則第 2 項において「申請等」という。) により次の各号に掲げる事務の実施を求める者は、それぞれ当該各号に掲げる名称の手数料を納めなければならない。</p> <p>(1) 削除</p>	<p>(手数料)</p> <p>第 3 条 法令、条例等の規定に基づく申請その他の行為 (次項及び附則第 2 項において「申請等」という。) により次の各号に掲げる事務の実施を求める者は、それぞれ当該各号に掲げる名称の手数料を納めなければならない。</p> <p>(1) <u>行政不服審査法 (平成26年法律第68号) 第38条第 1 項 (同法第 9 条第 3 項の規定により読み替えて適用する場合及び同法第66条第 1 項において読み替えて準用する場合を含む。)</u> 若しくは<u>第81条第 3 項において準用する第78条第 1 項又は行政不服審査法施行条例 (平成27年宮崎県条例第47号) 第12条第 1 項 (同条例第13条の規定により読み替えて準用する場合を含む。)</u> の規定に基づく書面若しくは書類の写し又は電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付 審査請求等に係る書面の写し等の交付手数料</p> <p>(1) の 2 <u>行政不服審査法以外の他の法律の規定において準用する行政不服審査法第38条第 1 項の規定に基づく書面若しくは書類の写し又は電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付 不服申立てに係る書面の写し等の交付手数料</u></p>

- (2)～(116) [略]
- (117) 臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）第20条の3第1項の規定に基づく衛生検査所の登録の申請に対する審査 衛生検査所登録申請手数料
- (118) 臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律第20条の3第1項の規定に基づく衛生検査所の登録に関する証明書の書換え交付 衛生検査所登録証明書書換え交付手数料
- (119) 臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律第20条の3第1項の規定に基づく衛生検査所の登録に関する証明書の再交付 衛生検査所登録証明書再交付手数料
- (120) 臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律第20条の4第1項の規定に基づく衛生検査所の登録の変更の申請に対する審査 衛生検査所登録変更申請手数料
- (121) 削除
- (122) 歯科技工士法（昭和30年法律第168号）第16条の規定に基づく歯科技工士国家試験合格証明書の交付 歯科技工士国家試験合格証明書交付手数料
- (123)～(144)の5 [略]
- (144)の6 介護保険法施行規則第140条の68に規定する主任介護支援専門員研修の修了者に対するフォローアップ研修 主任介護支援専門員フォローアップ研修手数料
- (144)の7 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第4条第1項の規定に基づく認定特定行為業務従事者認定証の交付 認定特定行為業務従事者認定証交付手数料
- (144)の8 社会福祉士及び介護福祉士法附則第4条第2項の規定に基づく喀痰吸引等研修の実施 喀痰吸引等研修手数料
- (144)の9 社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の規定に基づく特定行為の業務を行う者の登録 特定行為業務の事業者登録手数料
- (145)～(172) [略]
- (173)～(271) [略]
- (272) 採石法第32条の4第1項第5号ロの規定に基づく認定の申請に対する審査 採石業務管理者認定申請手数料
- (273)～(276) [略]
- (277) 砂利採取法第6条第1項第5号ロの規定に基づく認定の申請に対する審査 砂利採取業務主任者認定申請手数料
- (278)～(291) [略]
- (292) 職業能力開発促進法施行令（昭和44年政令第258号）第3条第1号の規定に基づく技能検定試験の実施 技能検定試験手数料
- (293) 職業能力開発促進法施行令第3条第2号の規定に基づく合格証書の再交付 技能検定合格証書再交付手数料
- (293)の2～(301) [略]
- (302)から(307)まで 削除

- (2)～(116) [略]
- (117) 臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）第20条の3第1項の規定に基づく衛生検査所の登録の申請に対する審査 衛生検査所登録申請手数料
- (118) 臨床検査技師等に関する法律第20条の3第1項の規定に基づく衛生検査所の登録に関する証明書の書換え交付 衛生検査所登録証明書書換え交付手数料
- (119) 臨床検査技師等に関する法律第20条の3第1項の規定に基づく衛生検査所の登録に関する証明書の再交付 衛生検査所登録証明書再交付手数料
- (120) 臨床検査技師等に関する法律第20条の4第1項の規定に基づく衛生検査所の登録の変更の申請に対する審査 衛生検査所登録変更申請手数料
- (121)及び(122) 削除
- (123)～(144)の5 [略]
- (144)の6 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第48条の3第1項の規定に基づく喀痰吸引等業務を行う者の登録 喀痰吸引等業務の事業者登録手数料
- (144)の7 社会福祉士及び介護福祉士法附則第11条第1項の規定に基づく認定特定行為業務従事者認定証の交付 認定特定行為業務従事者認定証交付手数料
- (144)の8 社会福祉士及び介護福祉士法附則第11条第2項の規定に基づく喀痰吸引等研修の実施 喀痰吸引等研修手数料
- (144)の9 社会福祉士及び介護福祉士法附則第27条第1項の規定に基づく特定行為の業務を行う者の登録 特定行為業務の事業者登録手数料
- (145)～(172) [略]
- (172)の2 狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項若しくは第18条第1項又は宮崎県犬取締条例（昭和47年宮崎県条例第18号）第8条第1項の規定に基づく抑留に係る犬の飼養管理及び返還 抑留に係る犬の飼養管理及び返還手数料
- (173)～(271) [略]
- (272) 採石法第32条の4第1項第6号ロの規定に基づく認定の申請に対する審査 採石業務管理者認定申請手数料
- (273)～(276) [略]
- (277) 砂利採取法第6条第1項第6号ロの規定に基づく認定の申請に対する審査 砂利採取業務主任者認定申請手数料
- (278)～(291) [略]
- (292) 職業能力開発促進法施行令（昭和44年政令第258号）第2条第1号の規定に基づく技能検定試験の実施 技能検定試験手数料
- (293) 職業能力開発促進法施行令第2条第2号の規定に基づく合格証書の再交付 技能検定合格証書再交付手数料
- (293)の2～(301) [略]
- (302) 農産物検査法施行令（平成7年政令第357号）第5条第1項の規定により知事が行う農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第1項の規定に基づく登録検査機関の登録の申請に対する審査 農産物登録検査機関登録手数料
- (303) 農産物検査法施行令第5条第1項の規定により知事が行う農産物検査法第18条第3項において準用する同法第17条第1項の規定に基づく登録検査機関の登録の更新の申請に対する審査

(308)～(393) [略]

(393)の2 建築基準法第6条の3第1項の規定に基づく構造計算適合性判定の申請、同法第18条第4項の規定に基づく構造計算適合性判定の請求、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第17条第1項(同法第18条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築物の耐震改修の計画の認定の申請(同法第17条第4項の規定による建築主事の同意が必要で、かつ、建築基準法第6条の3第1項に規定する構造計算適合性判定(以下この号において「構造計算適合性判定」という。)が必要な建築物に係る申請に限る。)、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成9年法律第49号)第4条第1項の規定に基づく建替計画の認定の申請(同法第5条第2項の規定による建築主事の同意が必要で、かつ、構造計算適合性判定が必要な建築物に係る申請に限る。)、同法第7条第1項の規定に基づく認定建替計画の変更の認定の申請(同条第2項において準用する同法第5条第2項の規定による建築主事の同意が必要で、かつ、構造計算適合性判定が必要な建築物に係る申請に限る。)、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第17条第1項(同法第18条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定の申請(同法第17条第4項の規定により適合通知を受けるよう申出があった場合で、かつ、構造計算適合性判定が必要な建築物に係る申請に限る。)、都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請(同法第54条第2項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申出があった場合で、かつ、構造計算適合性判定が必要な建築物に係る申請に限る。)、又は同法第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請(同条第2項において準用する同法第54条第2項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申出があった場合で、かつ、構造計算適合性判定が必要な建築物に係る申請に限る。)に対する審査 構造計算適合性判定手数料

(394)～(452)の8 [略]

(452)の9・(453) [略]

2 手数料は、申請等を行う時に納めなければならない。ただし、

農産物登録検査機関登録更新手数料

(304) 農産物検査法施行令第5条第1項の規定により知事が行う農産物検査法第19条第2項の規定に基づく登録検査機関の変更登録の申請に対する審査 農産物登録検査機関変更登録手数料
(305)から(307)まで 削除

(308)～(393) [略]

(393)の2 建築基準法第6条の3第1項の規定に基づく構造計算適合性判定の申請及び同法第18条第4項の規定に基づく構造計算適合性判定の請求に対する審査 構造計算適合性判定手数料

(394)～(452)の8 [略]

(452)の9 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料

(452)の10 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査 建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料

(452)の11 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査 建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料

(452)の12・(453) [略]

2 手数料は、申請等を行う時に納めなければならない。ただし、

次の各号に掲げる手数料は、当該各号に定める時に納めなければならない。

(1)・(2) [略]

(3) 削除

(4)～(12) [略]

3～5 [略]

別表第 1 (第 2 条関係)

使用料	区 分	単 位	金 額	納 期	備 考
[略]					
7 県営 国民宿 舎使用 料	宿 泊 使 用	[略]			1 [略] 2 <u>大人に は中学校 生徒以上 の者を含 む。</u> 3～6 [略]
	一 時 使 用	[略]			1・2 [略] 3 <u>大人に は中学校 生徒以上 の者を含 む。</u>

次の各号に掲げる手数料は、当該各号に定める時に納めなければならない。

(1) 審査請求等に係る書面の写し等の交付手数料 交付の時

(2) 不服申立てに係る書面の写し等の交付手数料 交付の時

(3)・(4) [略]

(5)～(13) [略]

3～5 [略]

別表第 1 (第 2 条関係)

使用料	区 分	単 位	金 額	納 期	備 考
[略]					
7 県営 国民宿 舎使用 料	宿 泊 使 用	[略]			1 [略] 2 <u>「大人 」とは、 中学校就 学の始期 に達した 12歳以上 の年齢の 者をいう</u> — 3 <u>小学校 児童には 義務教育 学校の前 期課程及 び特別支 援学校の 小学部の 児童を含 む。</u> 4～7 [略]
	一 時 使 用	[略]			1・2 [略] 3 <u>「大人 」とは、 中学校就 学の始期 に達した 12歳以上 の年齢の 者をいう</u> — 4 <u>小学校 児童には 義務教育 学校の前 期課程及 び特別支 援学校の 小学部の 児童を含 む。</u>

<p>8 えびの高原スポーツレクリエーション施設使用料</p>	<p>[略]</p>	<p>1 高等学校及び中学校の生徒には<u>中等教育学校並びに特別支援学校</u>の高等部及び中学部の生徒を含む。</p> <p>2 小学校児童には<u>特別支援学校</u>の小学部の児童を含む。</p> <p>3・4 [略]</p>	<p>8 えびの高原スポーツレクリエーション施設使用料</p>	<p>[略]</p>	<p>1 高等学校及び中学校の生徒には<u>義務教育学校の後期課程、中等教育学校並びに特別支援学校</u>の高等部及び中学部の生徒並びに<u>高等専門学校</u>の学生を含む。</p> <p>2 小学校児童には<u>義務教育学校の前期課程及び特別支援学校</u>の小学部の児童を含む。</p> <p>3・4 [略]</p>
<p>15 ひなもり台県民ふれあいの森オートキャンプ場使用料</p>	<p>[略]</p>	<p>1・2 [略]</p> <p>3 <u>大人には中学校生徒以上の者を含む。</u></p> <p>4・5 [略]</p>	<p>15 ひなもり台県民ふれあいの森オートキャンプ場使用料</p>	<p>[略]</p>	<p>1・2 [略]</p> <p>3 「<u>大人</u>」とは、<u>中学校就学の始期に達した12歳以上の年齢の者をいう。</u></p> <p>4 <u>小学校児童には義務教育学校の前期課程及び特別支援学校</u>の小学部の児童を含む。</p> <p>5・6 [略]</p>

		略]				略]						
		[略]				[略]						
16 青島 亜熱帯 植物園 使用料	大温室	1人1回 につき		使用前	30人以上の 団体は、1 人につき上 記金額から 10円を減ず る。	16 青島 亜熱帯 植物園 使用料	学習室	1時間に つき		使用終了 の時	使用時間が 1時間未満 のときは、 その時間は 1時間とし て計算し、 使用時間に 1時間未満 の端数があ るときは、 その端数は 1時間とし て計算する 。	
		大人	200円					空調設 備を使 用する とき	540円			
		高等学 校及び 中学校 生徒 小学校 児童	150円					空調設 備を使 用しな いとき	470円			
17 産業		[略]				[略]						
開発青 年隊授 業料及 び建設 技術セ ンター 宿泊室 等使用 料	宿 泊 室 等 使 用 料	[略]			1 「午前 」とは午 前9時か ら正午ま で、「午 後」とは 正午から 午後5時 までをい う。	開発青 年隊授 業料及 び建設 技術セ ンター 宿泊室 等使用 料	宿 泊 室 等 使 用 料	大教室	1室1時 間につき	1,475円	[略]	1 使用時 間が1時 間未満の ときは、 その時間 は1時間 として計 算し、使 用時間に 1時間未 満の端数 があるこ ときは、 その端数は 1時間と して計算 する。
		中教室	1室につ き						中教室	回	1,180円	
	小教室	1室につ き					小教室	回	590円			
		午前	3,930円									
		午後	7,860円									
		午前	3,145円									
		午後	6,290円									
		午前	1,575円									
		午後	3,145円									
					2 学校教 育法第1 条に規定 する学校 (大学及 び高等専 門学校を 除く。) に在学す る <u>複数の</u> 児童及び 生徒並び にその引 率者、指 導者等で 構成する 団体は、 無料とす る。							2 学校教 育法第1 条に規定 する学校 (大学及 び高等専 門学校を 除く。) に在学す る <u>複数の</u> 者及びそ の引率者 等で構成 する団体 は、無料 とする。

	体育館	[略]		1 使用時間が1時間未満のときは、その時間は1時間として計算し、使用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数は1時間として計算する。		体育館	[略]		
	[略]			2 学校教育法第1条に規定する学校(大学及び高等専門学校を除く。)に在学する複数の児童及び生徒並びにその引率者、指導者等で構成する団体は、無料とする。		[略]			
	[略]					[略]			

別表第2 (第3条関係)

手数料	区 分	単 位	金 額	備 考
1 削除				

別表第2 (第3条関係)

手数料	区 分	単 位	金 額	備 考
1 審査請求等に係る書面の写し等の交付手数料	用紙に白黒で複写し、又は出力したもの	1枚につき	10円	用紙の両面を使用して複写し、又は出力した場合は、片面を1枚として金額を算定する。
	用紙にカラーで複写し、又は出力したもの	同	30円	
1の2 不服申立てに係る書面の写し等の交付手数料	用紙に白黒で複写し、又は出力したもの	1枚につき	10円	
	用紙にカラーで複写し、又は出力したもの	同	30円	

[略]					[略]				
122 歯 科技工 士国家 試験合 格証明 書交付 手数料		1件 につ き	3,000円		122 削 除				
[略]					[略]				
143の2 介護 支援専 門員実 務研修 手数料		1件 につ き	26,000円		143の2 介護 支援専 門員実 務研修 手数料		1件 につ き	46,000円	
[略]					[略]				
143の4 介護 支援専 門員再 研修手 数料		1件 につ き	26,000円		143の4 介護 支援専 門員再 研修手 数料		1件 につ き	32,000円	
[略]					[略]				
143の6 介護 支援専 門員更 新研修 手数料	研修の時間が44時間である 研修	1件 につ き	26,000円		143の6 介護 支援専 門員更 新研修 手数料	研修の時間が54時間である 研修	1件 につ き	32,000円	
	研修の時間が33時間である 研修	同	14,000円			研修の時間が56時間である 研修	同	24,000円	
	研修の時間が20時間である 研修	同	12,000円			研修の時間が32時間である 研修	同	20,000円	
[略]					[略]				
144の6 主任 介護支 援専門 員フォ ローア ップ研 修手数 料		1件 につ き	2,000円		144の6 かくだん 略療 吸引等 業務の 事業者 登録手 数料		1件 につ き	1,500円	
[略]					[略]				
172 [略]					172 [略]				
[略]					[略]				
302 削 除					172の2 抑留 に係る 犬の飼 養管理 及び返 還手数 料	(1) 犬の飼養管理	1頭 1日 につ き	430円	
						(2) 犬の返還	1頭 につ き	4,110円	
[略]					[略]				
					302 農 産物登 録検査		1件 につ き	150,000円	

手数料		第 4 項 ただし 書の規 定に基 づき建 築主事 が行う 構造計 算の適 合性に 係る同 法第 6 条第 4 項又は 第18条 第 3 項 に規定 する審 査 (以 下「構 造計算 適合性 審査」 という 。)を 要する 部分の 床面積 が 500 平方メ ートル 以内	同	い。.) によ り構造計算が 行われた場合 は、149,000 円)	手数料		第 4 項 ただし 書の規 定に基 づき建 築主事 が行う 構造計 算の適 合性に 係る同 法第 6 条第 4 項又は 第18条 第 3 項 に規定 する審 査 (以 下「構 造計算 適合性 審査」 という 。)を 要する 部分の 床面積 が 500 平方メ ートル 以内						
				(2) 構 造計算 適合性 審査を 要する 部分の 床面積 が 500 平方メ ートル を超え 、1,0 00平方 メート ル以内						同	198,000円(〔 認定プログラ ムにより構造 計算が行われ た場合は、1 49,000円〕)	同	198,000円
				(3) 構 造計算 適合性 審査を 要する 部分の 床面積						同	260,000円(〔 認定プログラ ムにより構造 計算が行われ た場合は、1 80,000円〕)	同	260,000円

合性判定手数料	床面積が 500 平方メートル以内	計算が行われた場合は、159,000円)	は、建築物の耐震改修の促進に関する法律、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律又は都市の低炭素化の促進に関する法律の規定に基づく認定の申請において、建築主事が構造計算適合性判定を求めなかった場合の手数料とする。	合性判定手数料	床面積が 500 平方メートル以内	項の規定により認定されたプログラム（以下「認定プログラム」という。）により構造計算が行われた場合は、159,000円)	[略]							
							[略]							
[略]							[略]							
452の3 長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下「登録住宅性能評価機関」という。）により長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号、	認定申請に係る住宅がその全部又は一部の建築物の戸数	[略]	[略]	住宅の新築し	[略]	[略]	住宅を	同	9,000円				
											増築し	1戸を	同	18,000円
											、又は	超え5		
											改築し	戸以下		
											ようと	5戸を	同	32,000円
する場	超え10													
合にお	戸以下													
ける認	10戸を	同	46,000円											
定申請	超え25													

第2号、第4号及び第5号に掲げる基準に適合すると認められた計画（以下「事前審査適合計画」という。）であることを証明する書類の提出がある場合	同	[略]				に係る	戸以下			
							住宅が25戸を	同	86,000円	
							その全部又は			
第2号、第4号及び第5号に掲げる基準に適合すると認められた計画（以下「事前審査適合計画」という。）であることを証明する書類の提出がある場合	同	[略]				に係る	50戸を	同	147,000円	
							一部を			
							なす建築物の			
第2号、第4号及び第5号に掲げる基準に適合すると認められた計画（以下「事前審査適合計画」という。）であることを証明する書類の提出がある場合	同	[略]				住宅の	戸数	100戸	同	243,000円
								を超え		
								200戸		
第2号、第4号及び第5号に掲げる基準に適合すると認められた計画（以下「事前審査適合計画」という。）であることを証明する書類の提出がある場合	同	[略]				住宅の	戸数	200戸	同	298,000円
								を超え		
								300戸		
第2号、第4号及び第5号に掲げる基準に適合すると認められた計画（以下「事前審査適合計画」という。）であることを証明する書類の提出がある場合	同	[略]				住宅の	戸数	300戸	同	318,000円
								を超え		
								超		
登録住宅性能評価機関が交付した住宅性能評価書の提出がある場合	同	[略]				認定申請に係る住宅がその全部又は一部をなす建築物の住宅の戸数	[略]			
事前審査適合計画であることを証明する書類の提出がない場合	同	[略]				住宅を新築しようとする場合における認定申請に係る住宅がその全部又は一部をなす建築物の住宅の戸数	[略]			
事前審査適合計画であることを証明する書類の提出がない場合	同	[略]				住宅を	1戸	同	72,000円	
							増築し	1戸を	同	169,000円
							、又は	を超え		
							改築し	5戸を	同	271,000円
							ようとする場合における認定申請に係る	10戸を	同	537,000円
	を超え									
	25戸以下									

						住宅が その全 部又は 一部を なす建 築物の 住宅の 戸数	25戸を 同 961,000円 超え50 戸以下 50戸を 同 1,653,000円 超え1 00戸以 下 100戸 同 3,060,000円 を超え 200戸 以下 200戸 同 4,377,000円 を超え 300戸 以下 300戸 同 5,365,000円 超	
452の4 長期 優良住 宅建築 等計画 変更認 定申請 手数料	基本額	認定申 請に係 る住宅 がその 全部又 は一部 をなす 建築物 の住宅 の戸数	[略]	[略]	452の4 長期 優良住 宅建築 等計画 変更認 定申請 手数料	住宅を 新築し ようと する場 合にお ける認 定申請 に係る 住宅が その全 部又は 一部を なす建 築物の 住宅の 戸数	[略]	[略]
						住宅を 増築し 、又は 改築し ようと する場 合にお ける認 定申請 に係る 住宅が その全 部又は 一部を なす建 築物の 住宅の 戸数	1戸 同 9,000円 1戸を 同 18,000円 超え5 戸以下 5戸を 同 32,000円 超え10 戸以下 10戸を 同 46,000円 超え25 戸以下 25戸を 同 86,000円 超え50 戸以下 50戸を 同 147,000円 超え1 00戸以 下 100戸 同 243,000円 を超え 200戸 以下	

								200戸 を超え 300戸 以下	同	298,000円
								300戸 超	同	318,000円
	登録住宅 性能評価 機関が交 付した住 宅性能評 価書の提 出がある 場合	同	[略]			登録住宅 性能評価 機関が交 付した住 宅性能評 価書の提 出がある 場合	認定申 請に係 る住宅 がその 全部又 は一部 をなす 建築物 の住宅 の戸数	[略]		
	長期優良 住宅の普 及の促進 に関する 法律第6 条第1項 第1号に 掲げる基 準に係る 変更があ る場合（ 変更後の 長期優良 住宅建築 等計画が 事前審査 適合計画 である場 合を除く 。）の加 算額	同	[略]			長期優良 住宅の普 及の促進 に関する 法律第6 条第1項 第1号に 掲げる基 準に係る 変更があ る場合（ 変更後の 長期優良 住宅建築 等計画が 事前審査 適合計画 である場 合を除く 。）の加 算額	住宅を 新築し ようと する場 合にお ける認 定申請 に係る 住宅が その全 部又は 一部を なす建 築物の 住宅の 戸数	[略]		
							住宅を 増築し 、又は 改築し ようと する場 合にお ける認 定申請 に係る 住宅が その全 部又は 一部を なす建 築物の 住宅の 戸数	1戸 同	同	53,000円
							1戸を 超え5 戸以下	1戸を 同	同	135,000円
							5戸を 超え10 戸以下	5戸を 同	同	215,000円
							10戸を 超え25 戸以下	10戸を 同	同	443,000円
							25戸を 超え50 戸以下	25戸を 同	同	811,000円
							50戸を 超え1 00戸以 下	50戸を 同	同	1,425,000円
							100戸 を超え 200戸 以下	100戸 同	同	2,673,000円
							200戸	200戸 同	同	3,885,000円

消費性 能向上 計画認 定申請 手数料	の合 理化 等に 関す る法 律第 76条 第1 項に 規定 する 登録 建築 物調 査機 関又 は住 宅の 品質 確保 の促 進等 に関 する 法律 第5 条第 1項 に規 定す る登 録住 宅性 能評 価機 関に より 建築 物の エネ ルギ ー消 費性 能の 向上 に関 する 法律 第30 条第 1項 第1 号に 掲げ	に 係 る 建 築 物 の 全 部 又 は 一 部 を 住 宅 の 用 に 供 す る 場 合	共 同 住 宅	床面積の合 計が 300平 方メートル 未満	同	9,000円	ギー消費 性能の向 上に関する法律第 30条第2 項の規定 により建 築基準関 係規定に 適合する かどうか の審査を 受けるよ う申し出 る場合に あっては 、当該建 築物の床 面積の区 分並びに 建築設備 及び工作 物の件数 に応じ、 393の項 に掲げる 金額を加 えた金額 とする。 2 認定申 請に係る 建築物が 住宅及び 住宅以外 の用に供 する複合 建築物で ある場合 は、それ ぞれの区 分により 算定した 額の合計 とする。
				床面積の合 計が 300平 方メートル 以上 2,000 平方メー トル未満	同	20,000円	
				床面積の合 計が 2,000 平方メー トル以上 5,0 00平方メ ートル未満	同	44,000円	
				床面積の合 計が 5,000 平方メー トル以上	同	78,000円	
				床面積の合計が 300平方メー トル未満	同	9,000円	
				床面積の合計が 300平方メー トル以上 2,000平 方メートル未満	同	26,000円	
				床面積の合計が 2,000平方メ ートル以上 5,000 平方メートル未 満	同	78,000円	
				床面積の合計が 5,000平方メ ートル以上10,000 平方メートル未 満	同	123,000円	
				床面積の合計が 10,000平方メ ートル以上25,000 平方メートル未 満	同	156,000円	
				床面積の合計が 25,000平方メ ートル以上	同	195,000円	

			る基準に係る技術的審査に適合すると認められた計画(以下「建築物エネルギー消費性能事前審査適合計画」という。)であることを証明する書類の提出がある場合				
		建築物エネルギー消費性能事前審査適合計画であることを証明する書類の提出	認定申請に係る建築物の全部又は一部	戸建住宅	床面積の合計が 200平方メートル未満	同	34,000円
		建築物エネルギー消費性能事前審査適合計画であることを証明する書類の提出	認定申請に係る建築物の全部又は一部	戸建住宅	床面積の合計が 200平方メートル以上	同	38,000円
		建築物エネルギー消費性能事前審査適合計画であることを証明する書類の提出	認定申請に係る建築物の全部又は一部	共同住宅	床面積の合計が 300平方メートル未満	同	68,000円
		建築物エネルギー消費性能事前審査適合計画であることを証明する書類の提出	認定申請に係る建築物の全部又は一部	共同住宅	床面積の合計が 300平方メートル以上 2,000平方メートル未満	同	112,000円

				出が ない 場合	を 住 宅 の 用 に 供 す る 場 合	ル未満		
						床面積の合	同	191,000円
						計が 2,000		
						平方メート		
						ル以上 5,0		
						00平方メー		
						トル未満		
						床面積の合	同	273,000円
						計が 5,000		
						平方メート		
ル以上								
認	建	床面積の合	同	221,000円				
定	築	計が 300平						
申	物	方メートル						
請	エ	未満						
に	ネ	床面積の合	同	358,000円				
係	ル	計が 300平						
る	ギ	方メートル						
建	ニ	以上 2,000						
築	消	平方メート						
物	費	ル未満						
の	性	床面積の合	同	510,000円				
全	能	計が 2,000						
部	基	平方メート						
又	準	ル以上 5,0						
は	等	00平方メー						
二	を	トル未満						
部	定	床面積の合	同	628,000円				
を	め	計が 5,000						
住	る	平方メート						
宅	省	ル以上10,0						
以	合	00平方メー						
外	（	トル未満						
の	平	床面積の合	同	742,000円				
用	成	計が10,000						
に	28	平方メート						
供	年	ル以上25,0						
す	経	00平方メー						
る	済	トル未満						
場	産	床面積の合	同	846,000円				
合	業	計が25,000						
	省	平方メート						
	・	ル以上						
	国							
	土							
	交							
	通							
	省							
	金							
	策							
	上							
	号							
	一							
	以							

下「建築物エネルギー消費性能基準等省金」ということ第 8 条第 1 号イ（１）及びロ（１）の基準に係る審査	建築物エネルギー	床面積の合計が 300平方メートル未満	同	85,000円
	建築	床面積の合計	同	142,000円

					ル ギ 二 消 費 性 能 基 準 等 省 令 第 8 条 第 1 号 イ (2) 及 び (2) の 基 準 に 係 る 審 査	計が 300平 方メートル 以上、2,000 平方メート ル未満				
						床面積の合 計が 2,000 平方メート ル以上、5,0 00平方メー トル未満	同	230,000円		
						床面積の合 計が 5,000 平方メート ル以上10,0 00平方メー トル未満	同	300,000円		
						床面積の合 計が10,000 平方メート ル以上25,0 00平方メー トル未満	同	360,000円		
						床面積の合 計が25,000 平方メート ル以上	同	422,000円		
452の10	建築 —建築 物エネ ルギー 消費性 能向上 計画変 更認定 申請手 数料	認定 申請 に係 る住 宅建 築物 の全 部又 は二 部を	戸建住宅	建築 物1 棟に つき	2,500円	1 当該認 定に併せ て建築物 のエネル ギー消費 性能の向 上に関する法律第 31条第2 項におい て準用す る同法第 30条第2 項の規定 により建 築基準関 係規定に 適合する				
			共同 住宅	床面積の合 計が 300平 方メートル 未満	同	4,500円				
				床面積の合 計が 300平 方メートル 以上、2,000 平方メート ル未満	同	10,000円				
				床面積の合 計が 2,000 平方メート ル以上、5,0	同	22,000円				

出が ある 場合	住 宅 の 用 に 供 す る 場 合	00平方メー トル未満			か ど う か の 審 査 を 受 け る よ う 申 し 出 る 場 合 に あ っ て は 、 当 該 建 築 物 の 床 面 積 の 区 分 並 び に 建 築 設 備 及 び 工 作 物 の 件 数 に 応 じ 、 393の項 に 掲 げ る 金 額 を 加 え た 金 額 と す る。 2 認定申 請に係る 建築物が 住宅及び 住宅以外 の用に供 する複合 建築物で ある場合 は、それ ぞれの区 分により 算定した 額の合計 とする。		
		床面積の合 計が 5,000 平方メート ル以上	同	39,000円			
		認定申 請に係 る建 築物 の全 部又 は一 部を 住宅 以外 の用 に供 する 場合	床面積の合計が 300平方メート ル未満	同		4,500円	
			床面積の合計が 300平方メート ル以上 2,000平 方メートル未満	同		13,000円	
			床面積の合計が 2,000平方メー トル以上 5,000 平方メートル未 満	同		39,000円	
			床面積の合計が 5,000平方メー トル以上10,000 平方メートル未 満	同		61,500円	
			床面積の合計が 10,000平方メー トル以上25,000 平方メートル未 満	同		78,000円	
			床面積の合計が 25,000平方メー トル以上	同		97,500円	
		建 築 物 エ ネ ル ギ ー 消 費 性 能 向 上 事 前 審 査 適 合 計 画 で あ る こ と を	認 定 建 住 宅 に 係 る 建 築 物 の 全 部 又 は	戸建 住宅 未 満		同	17,000円
				床面積の合 計が 200平 方メートル 以上		同	19,000円
共同 住宅 未 満	同			34,000円			
床面積の合 計が 300平 方メートル	同			56,000円			

					査			
					建	床面積の合	同	42,500円
					築	計が 300平		
					物	方メートル		
					エ	未満		
					ネ	床面積の合	同	71,000円
					ル	計が 300平		
					ギ	方メートル		
					ニ	以上 2,000		
					消	平方メートル		
					費	未満		
					性	床面積の合	同	115,000円
					能	計が 2,000		
					基	平方メートル		
					準	以上 5.0		
					等	00平方メートル		
					省	未満		
					令	床面積の合	同	150,000円
					第	計が 5,000		
					8	平方メートル		
					条	以上10,0		
					第	00平方メートル		
					1	未満		
					号	床面積の合	同	180,000円
					イ	計が10,000		
					(平方メートル		
					2	以上25,0		
)	00平方メートル		
					及	未満		
					び	床面積の合	同	211,000円
					ロ	計が25,000		
					(平方メートル		
					2	以上		
)			
					の			
					基			
					準			
					に			
					係			
					る			
					査			
					査			
	452の11	エネ	認	戸建住宅	建築	5,000円		認定申請に
	— 建築	ルギ	定		物1			係る建築物
	物エネ	ーの	申		棟に			が住宅及び
	ルギー	使用	請		つき			住宅以外の
	消費性	の合	に	共	床面積の合	同	9,000円	用に供する
	能基準	理化	係	同	計が 300平			複合建築物
	適合認	等に	る	住	方メートル			である場合
	定申請	関す	る	宅	未満			は、それぞ
	手数料	る法	る	建	床面積の合	同	20,000円	れの区分に
		律第	る	築	計が 300平			より算定し
		76条	る	物	方メートル			た額の合計
		第1	る	の	以上 2,000			とする。
		全	る	全				

			項に規定する登録建築物調査機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関により建築物のエネルギー消費性の向上に関する法律第36条第1項に規定する基準に係る技術的審査に適合すると認	平方メートル未満		
				床面積の合計が2,000平方メートル未満	同	44,000円
				平方メートル以上5,000平方メートル未満		
				床面積の合計が5,000平方メートル以上	同	78,000円
				床面積の合計が300平方メートル未満	同	9,000円
				床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満	同	26,000円
				床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	同	78,000円
				床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	同	123,000円
				床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	同	156,000円
				床面積の合計が25,000平方メートル以上	同	195,000円

められた書類(以下「建築物エネルギー消費性能基準適合証等」という。)の提出がある場合																
建築物エネルギー消費性能基準適合証等の提出がない場合	認定申請に係る建築物の全	建築申請に係る建築物の全	戸建住宅	床面積の合計が 200 平方メートル未満	同	34,000円										
	認	建	戸	床面積	同	38,000円										
	定	築	建	の合計	同	68,000円										
	申	物	住	が 200	同	112,000円										
	請	エ	宅	平方メ	同	191,000円										
	に	ネ	ル	ートル	同											
	係	ル	ギ	未	同											
	る	ギ	ニ	満	同											
	建	築	消	が 200	同											
	築	物	費	平方メ	同											
	の	提	出	が 200	同											
	が	全	能	以上	同											
	ない	部	基	床面積	同											
	場	又	は	が 300	同											
	合	一	部	平方メ	同											
	を	第	一	未	同											
	住	宅	第	満	同											
	の	用	に	が 300	同											
	に	第	一	平方メ	同											
	供	第	二	未	同											
	す	号	イ	満	同											
	る	場	合	床面積	同											
	場	合	1	の合計	同											
	合	2	号	が 2,0	同											
	場	イ	ロ	00平方	同											
	合	1	ロ	メートル	同											

					(1)の基準に係る審査 戸建住宅 建築物エネルギー性能 共通住宅 令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)の基準に係る審査	ル以上 5,000 平方メートル未満		
						床面積の合計が5,000平方メートル以上	同	273,000円
						戸建住宅のエネルギー性能	同	18,000円
						戸建住宅のエネルギー性能	同	19,000円
						共通住宅	同	33,000円
						令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)の基準に係る審査	同	56,000円
						床面積の合計が200平方メートル未満		
						床面積の合計が200平方メートル以上	同	19,000円
						床面積の合計が300平方メートル未満	同	33,000円
						床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満	同	56,000円
						床面積の合計が2,000平方メートル以上	同	101,000円
						ル以上 5,000 平方メートル未満		
						床面積の合計が5,000平方メートル	同	152,000円

					査 ル以上		
認 定 申 請 に 係 る 建 築 物 の 性 能 基 準 又 は 一 部 を 住 宅 以 外 の 用 途 に 供 す る 場 合	建 築 物 エ ネ ル ギ 二 消 費 の 性 能 基 準 等 一 部 を 住 宅 以 外 の 用 途 に 供 す る 場 合	床面積の合 計が 300平 方メートル 未満	同	221,000円			
		床面積の合 計が 300平 方メートル 以上 2,000 平方メート ル未満	同	358,000円			
		床面積の合 計が 2,000 平方メート ル以上 5,0 00平方メー トル未満	同	510,000円			
		床面積の合 計が 5,000 平方メート ル以上10,0 00平方メー トル未満	同	628,000円			
		床面積の合 計が10,000 平方メート ル以上25,0 00平方メー トル未満	同	742,000円			
		床面積の合 計が25,000 平方メート ル以上	同	846,000円			
		床面積の合 計が 300平 方メートル 未満	同	85,000円			
		床面積の合 計が 300平 方メートル 以上 2,000 平方メート ル未満	同	142,000円			
		床面積の合 計が 2,000 平方メート ル以上 5,0 00平方メー トル未満	同	230,000円			
		床面積の合 計が 5,000	同	300,000円			

<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:50%;"></td> <td style="width:50%; text-align: center;"> 1 条 第 1 項 第 1 号 ロ の 基 準 に 係 る 審 査 </td> <td style="width:50%; text-align: center;"> 平方メート ル以上10.0 00平方メー トル未満 床面積の合 計が10,000 平方メート ル以上25.0 00平方メー トル未満 床面積の合 計が25,000 平方メート ル以上 </td> <td style="width:50%; text-align: center;"> 同 同 </td> <td style="width:50%; text-align: center;"> 360,000円 422,000円 </td> </tr> </table> <p>452の9 [略]</p> <p>[略]</p> <p>別表第3 (第3条関係)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:33%;">事務の種類</th> <th style="width:33%;">法律の規定</th> <th style="width:33%;">指定試験機関等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>10 職業能力開発促進法施行令第3条第1号の規定に基づく技能検定試験の実施</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		1 条 第 1 項 第 1 号 ロ の 基 準 に 係 る 審 査	平方メート ル以上10.0 00平方メー トル未満 床面積の合 計が10,000 平方メート ル以上25.0 00平方メー トル未満 床面積の合 計が25,000 平方メート ル以上	同 同	360,000円 422,000円	事務の種類	法律の規定	指定試験機関等	[略]			10 職業能力開発促進法施行令第3条第1号の規定に基づく技能検定試験の実施	[略]		[略]			<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:50%;"></td> <td style="width:50%; text-align: center;"> 1 条 第 1 項 第 1 号 ロ の 基 準 に 係 る 審 査 </td> <td style="width:50%; text-align: center;"> 平方メート ル以上10.0 00平方メー トル未満 床面積の合 計が10,000 平方メート ル以上25.0 00平方メー トル未満 床面積の合 計が25,000 平方メート ル以上 </td> <td style="width:50%; text-align: center;"> 同 同 </td> <td style="width:50%; text-align: center;"> 360,000円 422,000円 </td> </tr> </table> <p>452の12 [略]</p> <p>[略]</p> <p>別表第3 (第3条関係)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:33%;">事務の種類</th> <th style="width:33%;">法律の規定</th> <th style="width:33%;">指定試験機関等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>10 職業能力開発促進法施行令第2条第1号の規定に基づく技能検定試験の実施</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		1 条 第 1 項 第 1 号 ロ の 基 準 に 係 る 審 査	平方メート ル以上10.0 00平方メー トル未満 床面積の合 計が10,000 平方メート ル以上25.0 00平方メー トル未満 床面積の合 計が25,000 平方メート ル以上	同 同	360,000円 422,000円	事務の種類	法律の規定	指定試験機関等	[略]			10 職業能力開発促進法施行令第2条第1号の規定に基づく技能検定試験の実施	[略]		[略]		
	1 条 第 1 項 第 1 号 ロ の 基 準 に 係 る 審 査	平方メート ル以上10.0 00平方メー トル未満 床面積の合 計が10,000 平方メート ル以上25.0 00平方メー トル未満 床面積の合 計が25,000 平方メート ル以上	同 同	360,000円 422,000円																															
事務の種類	法律の規定	指定試験機関等																																	
[略]																																			
10 職業能力開発促進法施行令第3条第1号の規定に基づく技能検定試験の実施	[略]																																		
[略]																																			
	1 条 第 1 項 第 1 号 ロ の 基 準 に 係 る 審 査	平方メート ル以上10.0 00平方メー トル未満 床面積の合 計が10,000 平方メート ル以上25.0 00平方メー トル未満 床面積の合 計が25,000 平方メート ル以上	同 同	360,000円 422,000円																															
事務の種類	法律の規定	指定試験機関等																																	
[略]																																			
10 職業能力開発促進法施行令第2条第1号の規定に基づく技能検定試験の実施	[略]																																		
[略]																																			

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第3条第1項第117号から第120号まで、第122号、第272号及び第277号の改正規定並びに別表第1の7の項、8の項及び15の項の改正規定（義務教育学校に係る部分を除く。）並びに別表第2の122の項の改正規定 公布の日
- (2) 別表第1の16の項の改正規定 平成28年3月26日
- (3) 別表第2の143の2の項及び143の4の項の改正規定並びに143の6の項の改正規定（「44時間」を「54時間」に、「26,000円」を「32,000円」に改める部分に限る。） 公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日

